

〈研究ノート〉

「山口県史料」編輯の経緯

吉 本 一 雄

当館では、昭和六一年度から六カ年計画で『府県史料山口県』と題して山口県史料の刊行を始め、六三年度に第三巻まで刊行した。今度の出版にあたり底本としたのは国立公文書館内閣文庫所蔵の政府提出本で、当館所蔵の稿本も編集の参考とした。稿本には同書編輯に係る公文書も合綴されており、出版の途中ではあるが、これらの史料を紹介し、あわせて編輯経緯の一端を明らかにしてみたい。

一 歴史編輯例則と国史編修

山口県史料の編輯は、明治七年十一月十日付太政官達第一四七号の「歴史編輯例則」に始まる。例則は八則か

らなっており、その意図するところは、国史編修のため維新以来の地方施治沿革を叙記し正院歴史課へ提出することにあつた。また叙記にあたって「立序ノ日ヨリ明治七年十二月ニ至ル迄部内政治ノ施設制度ノ沿革租法祿制拓地勸農ヨリ軍役工業及ヒ騷擾時変等ノ事類ヲ分チ歴叙スヘシ」「明治八年一月以後ノ事蹟モ……毎一年類ニ從フテ叙記シ順次差出スヘシ」と、その下限と細目を示した。ただ分類細目や叙記の具体的な方法については、例則自体包括的かつ抽象的な表現が多く、各県の修史担当者(註)を困惑させた。

そこで修史局(正院歴史課が改称)は、八年に改めて

叙述に伴う分類細目を例示した。この時に示された細目は、県庁、制度（租法・禄制・軍役・職制・禁令・庁則・会計）、政治（拓地・勸農・工業・裁判）、県治（地理・戸口・民俗・学校・警保）、付録（忠孝節義及国益民利ヲ興セシモノ・図書目録・官員履歴・事変騷擾）で、それぞれについて沿革を詳記するように指示した。山口県では七月に修史局出仕下条元春からこれを受取った。^{（註2）}

その後各県と修史局との間で分類細目をめぐって照会、応答を繰り返し、各府県から提出された成稿本に異同がみられることから、明治九年になって府県史から地誌の部分削除するとともに、再び全体の構成や細目を明確にして各府県へ示した。この時の修史局達書は、石川県へは二月十九日、山口県へは一ヵ月余も早く一月一〇日に示達されている（史料1）。以後、各県では明治七年の例則よりもこの達に基づいて県史の編輯を進め、「山口県史料」の記述項目および記述方法もこの達に準拠した。

二 国史掛の設置

明治七年の例則によって編輯された府県史は、成稿本を内閣文庫が所蔵し、「府県史料」と総称している。その呼称にあたっては、太政官正院に歴史課が置かれ、国史編輯を進めるにあたり（一）王政復古の経緯を明らかにする「復古記」、（二）それに先だつ江戸時代の「藩史」、（三）維新後の地方行政の沿革「府県史」の三部作を計画し、その構想の一環として「府県史料」が編輯されたことによる。^{（註3）}

ところで、七年の例則は府県史編輯の目的を「国史編修二付」と述べたことから、以後進達された府県史の名称は、国史、史料、県史、県歴史と各県まちまちであった。^{（註4）}山口県では、例則にのっとりて県史編輯の掛を国史掛とし、編輯した史料の標題を「山口県史料」とした。国史掛は県庁第一課に所属し、明治九年に入ると、小学訓導の職制章程の調査を第五課に依頼するなど編輯事業を進めた。また調査は県庁外にも及び、禄制について

毛利・豊浦等の旧藩用達所へ関連史料の借用と調査を依頼し、官国弊社には祭礼日の調査、岩国・萩の治安裁判所には刑罰に関する調査を依頼した。以下、調査の状況は次のようであった。

明治九・六・一一 県庁第五課から小学訓導の職制章程について僉議中と回答。

同一一・一二・一七 旧藩中給禄改正顛末について吉川用達所から回答。

同一一・一二・一九 旧藩中給禄改正顛末について豊浦用達所から回答。

卯・三・一四 給禄改正奉伺録、陪臣改正奉伺録を毛利用達所から借用。

明治一二・五・ 禄制改正大概について徳山用達所から回答。

同一二・九・二八 厚狭郡村戸長から毛利ときの業績について進達。

同一八・三・一六 住吉神社、赤間宮から例祭日、弊使

「山口県史料」編輯の経緯（吉本）

について回答。

同一八・五・二五 岩国治安裁判所から明治十年以降の刑事決済人員について回答。

同一八・六・一九 萩治安裁判所から明治十年から一七
年に至る刑事決済人員について回答。

また編輯担当の部課も機構の改定によって次のように
変った。

明治一二・一・一六 従前の六課を廃し庶務課・勸業課
租税課・警保課・学務課・出納課・記録課新置の七課を
置く。

記録課事務章程

旧記取調掛

第一条 置県以来ノ旧記ヲ調整スル事

地誌掛

第一条 地誌ヲ編輯スル事

国史掛

第一条 国史ヲ編輯スル事

同一四・一〇・一 記録課を廃止する。旧記録課・地誌・

国史の三掛は従前事務のまま庶務課へ付す。

同一六・一・一〇 庶務課事務章程を更定する

庶務課事務章程

庶務課ハ戸籍社寺職員記録公文往復史誌編輯其他他課ノ主管ニ属セサル庶務ヲ管理シテ左ノ諸掛ヲ分チ各其主務ヲ幹ス

庶務掛 戸籍掛 社寺掛 職務掛 記録掛 受付掛

国史掛 地誌掛

※国史掛 例則ニ拠リ国史料ヲ纂輯スル事

地誌掛 例則ニ拠リ地理誌料ヲ纂輯スル事

同一六・六・ 県庁各課の職制事務章程並規程を更定する。

庶務課事務章程

庶務課ハ……左ノ八掛ヲ以テ各其主管ヲ分ツ

庶務掛 戸籍掛 社寺掛 職務掛 記録掛 統計掛

受付掛 誌史掛

誌史掛

第一条 例則ニ拠リ地誌国史ヲ纂輯スル事

三 成稿本と稿本

山口県史料は例則に基づいてまず明治七年を下限に編輯が進められ、編輯を終った成稿本を順次政府へ提出した。ところが、明治一六年に入っても編輯は完了せず、同年七月まで完結するよう、明治八年以降の成稿本は明治七年以前の県史が完備するまで県に止め置くように指示された（史料4）。

その後も、明治一八年に治安裁判所に対して明治十年から一七年の刑事決済人員等の提出を求めると、順次編輯を進めたが、明治一八年度以後修史館で府県史を編輯することが決定され、山口県史料の編輯も途中で打ちさられることとなった。明治一八年七月には、県史未成稿および材料諸記録を含めて修史館へ引渡の指示をうけ（史料5）、成稿本六六冊を修史館へ送付した。六十六冊の内訳は、政治之部卷一から卷一四まで四六冊、制度

之部卷一五から二三まで二〇冊であった。成稿本は現在四八冊に合綴されており、その内容は次表のとおりである。ただ、一五・一六・一七・二五冊に項目の入り組みがみられる。

稿本は県治一、拓地一、勸農二、土木一、刑罰一、褒賞一一、賑恤二、祭典一、民俗一、学校一〇、駅通二、警保二、忠孝節義小伝二、時疫騒擾一、西陲暴動一件一、租法改正大略一、職制一〇、禄制一、兵制二、刑法一、禁令一、会計二、官員履歴三の七〇冊で、(一)下書きとして作られたと思われる、成稿本と同文のもの、(二)関連史料を書き留めたもの等からなる。さらに成稿本と稿本を比較してみると、(一)政治部工業鉱坑のように、成稿本にあって稿本が欠落しているもの、(二)成稿本と稿本で記載内容が異なり、編輯の途中で方針が変わったのではないかとと思われるものもあつて興味をひく。^(註5)この点については、刊行途中でもあり、さらに検討を加えてみたい。

成稿本 巻号	部 門	内 容
一	卷一 政治 県治	管轄・区画・警察署・裁判所 明治六〜一七年
二	卷二 拓地	牧畜・樹芸・培桑養蚕・製茶 水利 明治七〜九年
三	卷三 勸農	建築修繕・道路・橋梁・堤防・ 水利 明治七〜九年
四	卷四 工業土木第一	建築修繕・道路・橋梁・堤防・ 水利 明治七〜九年
五	卷四 工業土木第二	水利 明治七〜九年
六	卷四 工業土木第三	水利 明治七〜九年
七	卷四 工業土木第四	水利 明治七〜九年
八	卷四 工業土木第五	水利 明治七〜九年
九	卷四 工業土木第六	水利 明治七〜九年
一〇	卷四 工業土木第七	水利 明治七〜九年
一一	卷四 工業土木第八	水利 明治七〜九年
一二	卷四 工業土木第九	水利 明治七〜九年
一三	卷四 工業土木第十	水利 明治七〜九年
一四	卷四 工業土木第十一	水利 明治七〜九年
一五	卷四 工業土木第十二	水利 明治七〜九年
一六	卷四 工業土木第十三	水利 明治七〜九年
一七	卷四 工業土木第十四	水利 明治七〜九年
一八	卷四 工業土木第十五	水利 明治七〜九年
一九	卷四 工業土木第十六	水利 明治七〜九年
二〇	卷四 工業土木第十七	水利 明治七〜九年
二一	卷四 工業土木第十八	水利 明治七〜九年
二二	卷四 工業土木第十九	水利 明治七〜九年
二三	卷四 工業土木第二十	水利 明治七〜九年
二四	卷四 工業土木第二十一	水利 明治七〜九年
二五	卷四 工業土木第二十二	水利 明治七〜九年
二六	卷四 工業土木第二十三	水利 明治七〜九年
二七	卷四 工業土木第二十四	水利 明治七〜九年
二八	卷四 工業土木第二十五	水利 明治七〜九年
二九	卷四 工業土木第二十六	水利 明治七〜九年
三〇	卷四 工業土木第二十七	水利 明治七〜九年
三一	卷四 工業土木第二十八	水利 明治七〜九年
三二	卷四 工業土木第二十九	水利 明治七〜九年
三三	卷四 工業土木第三十	水利 明治七〜九年
三四	卷四 工業土木第三十一	水利 明治七〜九年
三五	卷四 工業土木第三十二	水利 明治七〜九年
三六	卷四 工業土木第三十三	水利 明治七〜九年
三七	卷四 工業土木第三十四	水利 明治七〜九年
三八	卷四 工業土木第三十五	水利 明治七〜九年
三九	卷四 工業土木第三十六	水利 明治七〜九年
四〇	卷四 工業土木第三十七	水利 明治七〜九年
四一	卷四 工業土木第三十八	水利 明治七〜九年
四二	卷四 工業土木第三十九	水利 明治七〜九年
四三	卷四 工業土木第四十	水利 明治七〜九年
四四	卷四 工業土木第四十一	水利 明治七〜九年
四五	卷四 工業土木第四十二	水利 明治七〜九年
四六	卷四 工業土木第四十三	水利 明治七〜九年
四七	卷四 工業土木第四十四	水利 明治七〜九年
四八	卷四 工業土木第四十五	水利 明治七〜九年
四九	卷四 工業土木第四十六	水利 明治七〜九年
五〇	卷四 工業土木第四十七	水利 明治七〜九年
五一	卷四 工業土木第四十八	水利 明治七〜九年
五二	卷四 工業土木第四十九	水利 明治七〜九年
五三	卷四 工業土木第五十	水利 明治七〜九年
五四	卷四 工業土木第五十一	水利 明治七〜九年
五五	卷四 工業土木第五十二	水利 明治七〜九年
五六	卷四 工業土木第五十三	水利 明治七〜九年
五七	卷四 工業土木第五十四	水利 明治七〜九年
五八	卷四 工業土木第五十五	水利 明治七〜九年
五九	卷四 工業土木第五十六	水利 明治七〜九年
六〇	卷四 工業土木第五十七	水利 明治七〜九年
六一	卷四 工業土木第五十八	水利 明治七〜九年
六二	卷四 工業土木第五十九	水利 明治七〜九年
六三	卷四 工業土木第六十	水利 明治七〜九年
六四	卷四 工業土木第六十一	水利 明治七〜九年
六五	卷四 工業土木第六十二	水利 明治七〜九年
六六	卷四 工業土木第六十三	水利 明治七〜九年
六七	卷四 工業土木第六十四	水利 明治七〜九年
六八	卷四 工業土木第六十五	水利 明治七〜九年
六九	卷四 工業土木第六十六	水利 明治七〜九年
七〇	卷四 工業土木第六十七	水利 明治七〜九年
七一	卷四 工業土木第六十八	水利 明治七〜九年
七二	卷四 工業土木第六十九	水利 明治七〜九年
七三	卷四 工業土木第七十	水利 明治七〜九年
七四	卷四 工業土木第七十一	水利 明治七〜九年
七五	卷四 工業土木第七十二	水利 明治七〜九年
七六	卷四 工業土木第七十三	水利 明治七〜九年
七七	卷四 工業土木第七十四	水利 明治七〜九年
七八	卷四 工業土木第七十五	水利 明治七〜九年
七九	卷四 工業土木第七十六	水利 明治七〜九年
八〇	卷四 工業土木第七十七	水利 明治七〜九年
八一	卷四 工業土木第七十八	水利 明治七〜九年
八二	卷四 工業土木第七十九	水利 明治七〜九年
八三	卷四 工業土木第八十	水利 明治七〜九年
八四	卷四 工業土木第八十一	水利 明治七〜九年
八五	卷四 工業土木第八十二	水利 明治七〜九年
八六	卷四 工業土木第八十三	水利 明治七〜九年
八七	卷四 工業土木第八十四	水利 明治七〜九年
八八	卷四 工業土木第八十五	水利 明治七〜九年
八九	卷四 工業土木第八十六	水利 明治七〜九年
九〇	卷四 工業土木第八十七	水利 明治七〜九年
九一	卷四 工業土木第八十八	水利 明治七〜九年
九二	卷四 工業土木第八十九	水利 明治七〜九年
九三	卷四 工業土木第九十	水利 明治七〜九年
九四	卷四 工業土木第九十一	水利 明治七〜九年
九五	卷四 工業土木第九十二	水利 明治七〜九年
九六	卷四 工業土木第九十三	水利 明治七〜九年
九七	卷四 工業土木第九十四	水利 明治七〜九年
九八	卷四 工業土木第九十五	水利 明治七〜九年
九九	卷四 工業土木第九十六	水利 明治七〜九年
一〇〇	卷四 工業土木第九十七	水利 明治七〜九年
一〇一	卷四 工業土木第九十八	水利 明治七〜九年
一〇二	卷四 工業土木第九十九	水利 明治七〜九年
一〇三	卷四 工業土木第一百	水利 明治七〜九年

一三	卷五	政治	褒賞第五	明治二二、一四年
			褒賞第六	
			褒賞第七	
一四	卷五		褒賞第八	明治一五、明治一七年
			褒賞第九	
一五	卷六		賑血	明治五、八年
	卷七		祭典	招魂社・祭典・官弊社外祭典
	卷二		駅通	電信寮・郵便局・陸運会社
	卷四		時変	火災・暴風雨外
一六	卷六		賑恤第二	明治九、一七年
一七	卷七		祭典	
	卷八		戸口	明治七、一六年
	卷九		民俗	正月・三大節・五節句・元服・婚姻外
一八	卷二〇		学校	明治六、八年
			学校第一	
一九	卷二〇		学校第二	明治九、一〇年
			学校第三	
二〇	卷二〇		学校第四	明治一一、一二年
			学校第五	
二一	卷二〇		学校第六	明治一三、一四年
			学校第七	
二二	卷二〇		学校第八	明治一五年
二三	卷二〇		学校第九	明治一六年

二四	卷二〇	政治	学校第一〇	明治一七年
二五	卷二		駅通第二	電信分局・郵便局・人馬継立
	卷三		警察	所・警察 明治五、一七年
二六	卷三		忠孝節義小伝	
			第一	
二七	卷三		忠孝節義小伝	
			第二	
二八	卷四		騷擾第一	前原一誠暴挙顛末
			騷擾第一	前原の乱に係る文書類
二九	卷四		騷擾第一	
			附録	
三〇	卷四		騷擾第二	町田梅之進暴挙顛末
			時変	災害 明治六、一七年
三〇	卷五	制度	租法	
甲	卷六		職制第一	明治四、六年
三一	卷二		職制	職制第一と重複
三二	卷六		職制第二	明治八、
三三	卷六		職制第三	明治一〇年
三四	卷六		職制第四	明治一一年
三五	卷六		職制第五	明治一二年
三六	卷六		職制第六	明治一三年
三七	卷六		職制第七	明治一四年
三八	卷六		職制第八	明治一五年
三九	卷六		職制第九	明治一六年

四〇	卷六	制度	職制第一〇	明治一七年
四一	卷七		禄制	山口藩給禄改正概略外
	卷六		兵制	毛利氏兵制・分屯兵徴兵
四二	卷九		刑法	毛利氏刑法
				明治九年刑法
四三	卷六		禁令	官省布令法度
				明治四、八年
四四	卷二〇		禁令第二	明治九、一七年
			會計第一	県入費明治五、一五年
			會計第二	山口藩、岩国藩連債、藩札種類、藩札価位
四六	卷三	附録	図書目録	風土注進案、寺社由来等県庁所蔵の旧藩記録目録。東隆寺南嶺和尚道行碑外碑文
四七	卷三		官員履歴一	明治四、一七年の官員履歴令、一五等出仕、三等警部
四八	卷三		官員履歴二	一等属、一〇等属 警部長、看守長

（史料1）

「太政官達録」

修史第二百九号

先般歴史編輯例則頒布之後分類体裁各異同アルヲ以テ更ニ分類細目ヲ立テ質疑ニ答置候処、此度地誌課本局へ合併相成候ニ付、条目中専ラ地誌之部分ニ関スルモノハ之ヲ除キ前後刪定シ、更ニ別紙相廻候間、例則ニ对照参酌シ編輯有之度候也

明治九年一月十日

修史局長長松 幹

山口県令関口隆吉殿

追而木梨参事ヨリ添書之趣致承知候、委細内海静造へ面談致置候間別段答書不差進候、此段申副候也
（史料2）

国史編輯之儀ニ付明治七年第四百四拾七号ヲ以御達之条款至急取調御差出可有之、此旨及御督促候也

明治九年十月廿八日

史 官

山口県御中

（史料3）

明治九年一月及御回送候歴史例則分類細目中刑賞ノ条分註別紙之通改正候間、自今右ニ準シ御取調有之度、此段申進候也

明治十五年四月八日 修史館参事三浦 安

山口県令原保太郎殿

（史料4）

歴史編輯ノ儀先年頒布ノ例則及ヒ分類細目ニ準シ成稿ノ分追々御進達ノ処、明治七年以前該類目中完備不致分有之、本館整理上甚差障候条、本年七月迄ニ悉皆上進相成候様御取計有之度、此段及御照会候也

明治十六年二月廿八日 修史館監事長松 幹

山口県令原保太郎殿

追而目下明治八年以降ニ係ル分ハ七年以前ノ分全備候迄姑ク御差置相成可然、此段申副候也

（史料5）

府県史編輯ノ儀本年度以後本館ニ於テ取扱候ニ付テハ客年八月中及御照会候県史未成稿及材料諸記類御引継ノ分、目錄相添通運会社便ヲ以御送付相成候様御取計有之度、此段申進候也

明治十八年七月三日 修史館監事巖谷 修

山口県令原保太郎殿

（史料6）

御県史稿之儀其後御成稿之分、通運便ヲ以テ御通送有之、別紙之通正ニ致領收候、且右御編輯方之儀ニ付委悉御申副之趣是又了承、此段及御回答候也

明治十八年九月廿二日

修史館監事巖谷 修

山口県令原保太郎殿

記

一山口県史料 六拾六冊

内

政治之部自卷一至卷十四 四拾六冊

制度之部自卷十五至卷二十三 式拾冊

右正ニ致領收候也

明治十八年九月廿二日 修史館（印）

山口県御中

註1、註3 「府県史料」の解題と内容細目（「北の丸」二号）

2 『国史編修例則』 県庁戦前総務一六八二

4 神奈川県史料について（「神奈川県史料」）

5 成稿本は明治九年の達に基づいて叙記されているが、稿本には教育授産主意書、勸業局設立主意書が書写してあり、勸業政策を主に編輯を進めようとした形跡がある。